

ID: 170

担当部署: まちづくり振興課

<b>処分の概要</b>	使用料の徴収		
<b>例規名 根拠条項</b>	姥ヶ懐民話の里条例 第11条		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第22号		
<b>【基準】</b>			
<p>第11条及び準用する村田町都市公園条例第10条の規定による。 (使用料)</p> <p>第11条 第5条及び第10条の規定により許可を受けた者の使用料は、村田町都市公園条例(平成7年村田町条例第3号)第10条から第12条までの規定を準用する。</p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 法第5条第2項、法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第3に掲げる額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 有料公園施設を利用する者は、別表第4に掲げる額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>3 前2項の使用料は、町長の発行する納入通知書により納入しなければならない。ただし、規則で定める使用料については、町長が別に定める方法により納入しなければならない。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月2日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日